

糸魚川市駅北大火からの復興を支援します

糸魚川市駅北大火で被災された方を対象に、県産材・糸魚川産材を使用した住宅・共同住宅・店舗・事業所の再建を支援します。

なお、下記の2つの事業は、併用することができます。

1

ふるさと越後の家づくり復興支援事業【新潟県事業】

◎補助対象

- ・「り災証明書」の交付を受けた方
- ・越後杉ブランド認証材を使用して再建する住宅、共同住宅、店舗、事業所
- ・原則として糸魚川市内に再建するもの
- ・県内に事業所を有する大工・工務店等が建築するもの 等

◎補助金額

- ・越後杉の使用量に応じて20～100万円を補助

※県産瓦・畳・しっくい塗りを使用した場合の加算あり（加算後最大補助額179万円）

※建築費から火災保険等受領額を差し引いた額が補助の上限額となります。

◎問合せ・申込み先

新潟県糸魚川地域振興局 林業振興課 TEL 025-552-5473

2

いといがわ木の香る家・店づくり促進事業【糸魚川市事業】

◎補助対象

- ・「り災証明書」の交付を受けた方
- ・糸魚川産木材を使用して再建する住宅、共同住宅、店舗、事業所
- ・糸魚川市内に再建するもの
- ・糸魚川市内に事業所を有する大工・工務店等が建築するもの 等

◎補助金額

- ・再建に使用した糸魚川産材木材購入費の50%
- ・上限額は、住宅・共同住宅は30万円、店舗・事業所は50万円

◎問合せ・申込み先

ふるさとの木の家づくり振興協議会（ぬながわ森林組合内） TEL 025-552-1533

裏面にモデル表があります。ご覧ください。

事業の利用例

<利用例>

以下の条件で住宅を再建した場合

- (1) 住宅再建費用 2,500 万円
- (2) 火災保険等受領額 2,000 万円
- (3) 越後杉使用量 18 m³
- (4) 糸魚川産材木材購入費 150 万円

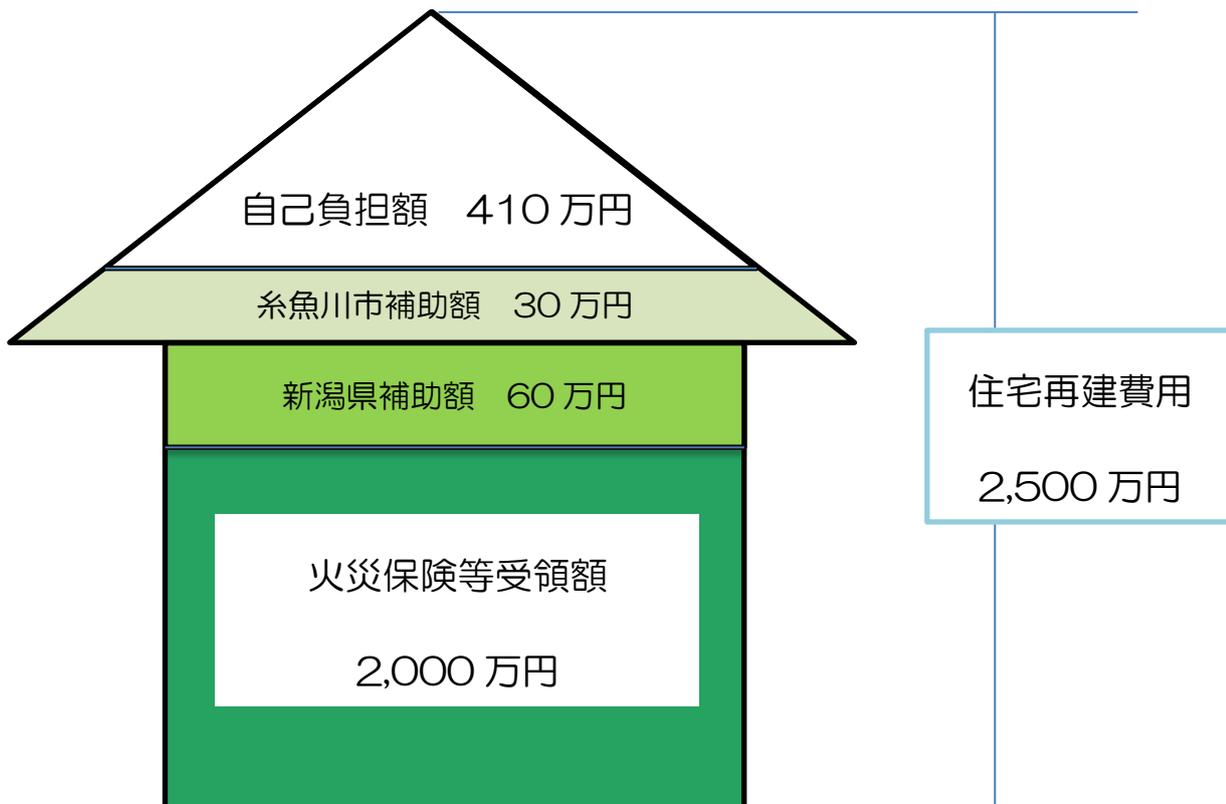
【新潟県事業】

越後杉使用量	補助額
5~10 m ³ 未満	20 万円
10~15 m ³ 未満	40 万円
15~20 m ³ 未満	60 万円
20~25 m ³ 未満	80 万円
25 m ³ 以上	100 万円

補助額合計 90 万円 (①+②)

① 新潟県事業補助額 60 万円
15~20 m³未満=60 万円

② 糸魚川市事業補助額 30 万円
木材購入費 150 万円×50%=75 万円 (上限額 30 万円)



【新潟県事業】

補助基準、加算の条件

- ・越後杉ブランド認証材を一定量以上使用する場合に補助金を交付
(基本フレーム)
- ・各条件を満たす場合にそれぞれ補助金を加算(加算措置)
※補助額の合計は最大 179 万円

項目	条件	補助額	
基本フレーム	越後杉ブランド認証材を5 m ³ 以上かつ0.09 m ³ /m ² 以上使用	5~10 m ³ 未満：20 万円 10~15 m ³ 未満：40 万円 15~20 m ³ 未満：60 万円 20~25 m ³ 未満：80 万円 25 m ³ 以上：100 万円	
加算措置	瓦加算	・県産瓦使用 ・瓦代金 20 万円以上 ・瓦代金が補助額を下回る場合は、その額が限度	100 m ² 未満：24 万円 100~166 m ² 未満：30 万円 166~200 m ² 未満：40 万円 200 m ² 以上：50 万円
	畳加算	・県内畳業者実施※1 ・畳工事5万円以上 ・右項目の組合せで上限10万円	4.5 畳：2万円 6 畳：3万円 8 畳：4万円 10 畳：5万円
	しっくい塗り加算	・県内左官業者施工 ・仕様書※2 に沿う施工	20~40 m ² 未満：5万円 40~60 m ² 未満：11 万円 60~80 m ² 未満：14 万円 80 m ² 以上：19 万円

※1 県内畳業者が採寸、縫着、敷込を行う畳を使用する場合

※2 「既調合しっくい塗り標準仕様書」(土木部都市局営繕課)

準防火地域の建築物について

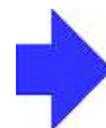
(木造2階建て、延べ床面積500㎡以下の住宅程度)

被災者・関係者説明会資料
平成29年5月18, 19日 糸魚川市建設課

資料 3

準防火地域とは？ (準防火地域指定：昭和35年8月2日)

中心市街地など、商業施設や多くの建物が密集する地域に指定されるもので、火災などで延焼を抑制するため、建物外部の防火性能を高めることが必要な地域。



「火災が燃え広がりにくい地域」

準防火地域の建築物とはどんな建物になるのでしょうか？

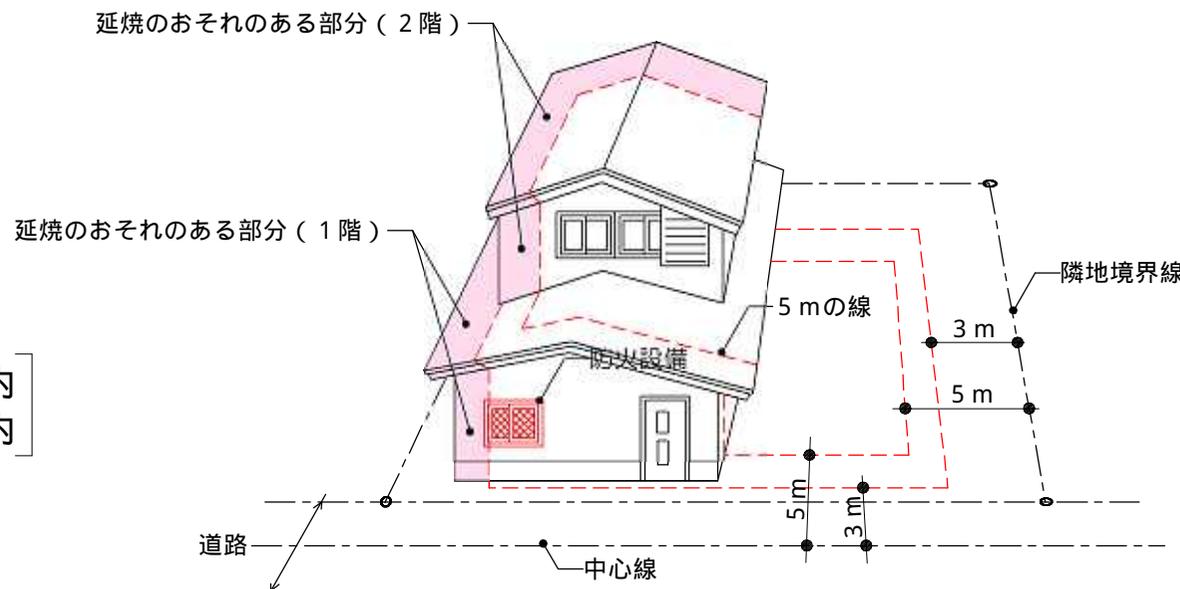
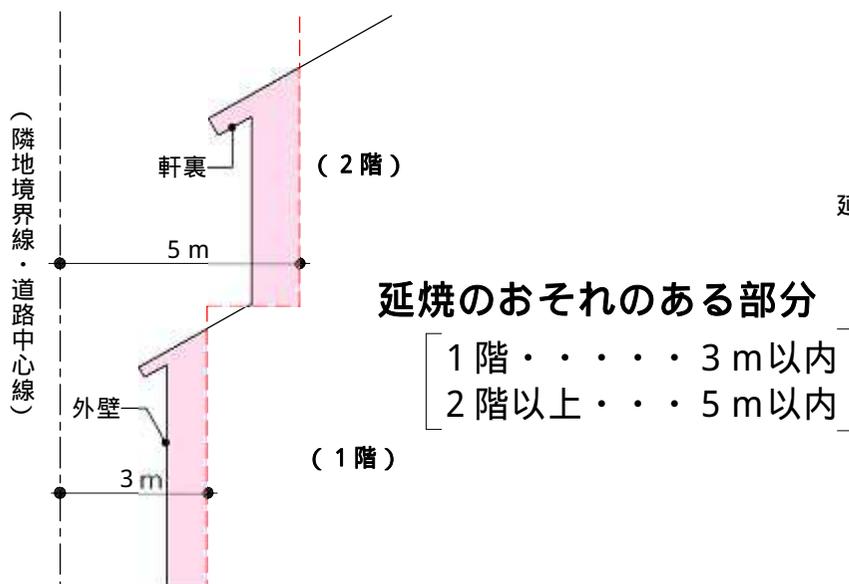
その建物の
「延焼のおそれのある部分」について



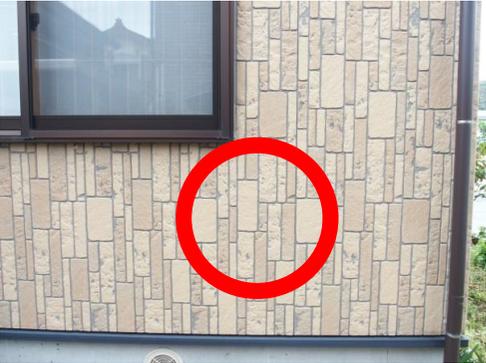
外壁・軒裏を防火構造とする。

開口部を防火設備（防火戸）にする。（例・網入りガラス等）

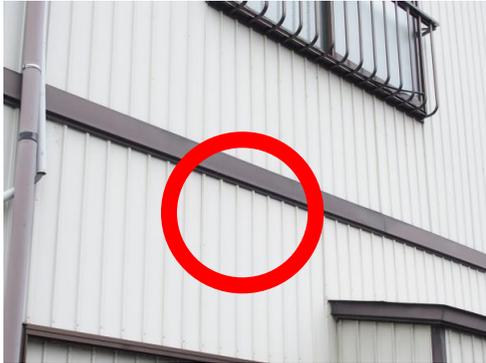
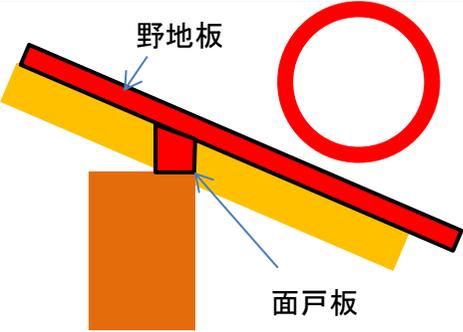
防火構造とは、通常の火災による延焼を抑制するため必要とされる防火性能。国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの。



準防火地域で、建物の「延焼のおそれのある部分」に「使える」、「使えない」材料 一例（木造2階建て、延べ床面積500㎡以下の住宅程度）

	外壁	軒裏	窓
使える	 <p>大臣認定を受けた外壁材</p>	 <p>大臣認定を受けた軒裏材</p>	 <p>網入りガラス</p>
使えない	 <p>木の下見板</p>	 <p>軒裏が木のまま</p>	 <p>透明ガラス</p>

準防火地域で、建物の「延焼のおそれのある部分」に「使える」材料 一例 (木造2階建て、延べ床面積500㎡以下の住宅程度)

	外壁		軒裏
使える	 <p>大臣認定を受けた外壁材 「金属系サイディング」</p>	 <p>大臣が定めたもの 「鉄板と下地板の組合せ」</p>	 <p>野地板 面戸板</p> <p>軒裏の木を見せたい場合 大臣が定めたもの 野地板厚30mm以上、面戸板厚45mm以上 (桁、外壁は別途 防火構造にすること)</p>
	 <p>大臣認定を受けた外壁材 「窯業系サイディング」</p>	 <p>大臣認定を受けた外壁材 「木を不燃加工した板材」</p>	